

令和 4 年第 4 回 さくら市議会 定例会 提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について	P 4
2	さくら市職員の定年等に関する条例の一部改正について	P 4
3	さくら市職員の給与に関する条例の一部改正について	P 4
4	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	P 5
5	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について	P 5
6	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	P 5
7	氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について	P 6
8	令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 10 号）	P 6
9	令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	P 8
10	令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	P 8
11	令和 4 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	P 9
12	令和 4 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 2 号）	P 9
13	令和 4 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	P 9
14	指定管理者の指定について（さくら市喜連川児童センター）	P10
15	指定管理者の指定について（さくら市氏家地区農産物直売所）	P11
16	人権擁護委員候補者の推薦について	P11
17	議案説明資料 参照法令等	P13
18	さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P14

番号	項 目 名	ページ
19	さくら市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P22
20	さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P30
21	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P41
22	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P57
23	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P59
24	氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P67

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 7 件、予算 6 件及びその他の議案等 3 件であります。

議案第 1 号は、さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うことに対応できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市職員の定年等に関する条例の一部改正についてであります。

議案第 3 号は、さくら市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

議案第 4 号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

議案第 2 号から第 4 号までは、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢の段階的引上げ、引上げ後の給与水準等を規定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、電磁的方法による手続に対応できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号は、さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正

に伴い、電磁的記録に関する規定を新たな条文として規定すること及び特定子ども・子育て支援提供証明書を不要とするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、分割徴収及び分割交付の清算金に係る利子の利率を換地処分の公告があった日の翌日における法定利率に改めるなど、所要の改正をするものであります。

議案第 8 号は、令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 10 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 7 億 5,226 万円を追加し、予算の総額を 214 億 4,486 万 6 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、11 款地方交付税で、普通交付税 5 億 181 万 3 千円、15 款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 9,879 万 5 千円、18 款寄附金で、ふるさと

づくり寄附金 9 千万円を追加、22 款市債で、臨時財政対策債 4 億 7,703 万 1 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款総務費で、ふるさとづくり寄附事業費 7,861 万円、3 款民生費で、さくら市子育て支援臨時給付金事業費 1 億 5,750 万円、5 款農林水産業費で、肥料価格高騰対策支援事業費 4,210 万円、土地改良区等電力料金高騰対策支援事業費 750 万円、6 款商工費で、物価高騰対策地元応援クーポン券発行事業費 2 億 4,655 万 1 千円を追加し、計上いたしました。

また、職員の人事異動等の調整に伴う人件費を、該当科目にそれぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費は、物価高騰対策地元応援クーポン券発行事業で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

第 3 表債務負担行為の補正は、議会だより印刷製本費ほか 6 件を追加、広島平和記念式典中学生派遣事業ほか 1 件を変更するものであります。

第 4 表地方債の補正は、臨時財政対策債ほか 4 件の限度額を変更するものであります。

議案第 9 号は、令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地
地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 97 万円を追加し、予算の総
額を 2 億 8,900 万円とするものであります。

歳入では、3 款繰入金で、一般会計繰入金 97 万円を追加し計
上いたしました。

歳出では、1 款土地地区画整理事業費で、職員人件費 97 万円を
追加し計上いたしました。

議案第 10 号は、令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計補
正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 375 万 8 千円を追加し、予
算の総額を 40 億 5,354 万 3 千円とするものであります。

歳入では、8 款繰入金で、出産育児一時金繰入金 250 万 4 千
円、9 款繰越金で、前年度繰越金 125 万 4 千円を追加し計上い
たしました。

歳出では、2 款保険給付費で、出産育児一時金事業費 375 万 6
千円、支払手数料 2 千円を追加し計上いたしました。

議案第 11 号は、令和 4 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 257 万 5 千円を減額し、予算の総額を 36 億 5,288 万 5 千円とするものであります。

歳入では、8 款繰入金で、職員給与等繰入金 257 万 5 千円を減額し計上いたしました。

歳出では、1 款総務費で、職員人件費 257 万 5 千円を減額し計上いたしました。

議案第 12 号は、令和 4 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条債務負担行為で、次亜塩素酸ナトリウム購入ほか 3 件を追加するものであります。

議案第 13 号は、令和 4 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条収益的収入及び支出の収入、

第 1 款下水道事業収益で、既決予定額に 101 万 4 千円を追加し、総額を 10 億 6,741 万 6 千円、収益的収入及び支出の支出、第 1 款下水道事業費用で、既決予定額に 101 万 4 千円を追加し、総額を 9 億 697 万 4 千円とするものであります。

また、予算第 3 条資本的収入及び支出の収入、第 1 款資本的収入で、既決予定額に 125 万 7 千円を追加し、総額を 5 億 2,385 万 6 千円、資本的収入及び支出の支出、第 1 款資本的支出で、既決予定額に 125 万 7 千円を追加し、総額を 10 億 183 万 8 千円とするものであります。

予算第 4 条債務負担行為は、汚水柵等設置業務委託を追加するものであります。

議案第 14 号は、さくら市喜連川児童センターに係る指定管理者の指定についてであります。

本案は、さくら市喜連川児童センターの指定管理の期間が令和 5 年 3 月 31 日で終了するため、新たに令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで、シダックス大新東ヒューマンサービ

ス株式会社に行わせるにあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 15 号は、さくら市氏家地区農産物直売所に係る指定管理者の指定についてであります。

本案は、さくら市氏家地区農産物直売所に新規で指定管理者制度を導入し、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、株式会社セブンハンドレッドに行わせるにあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

現委員、佐藤^{さとう}淳子^{じゆんこ}氏が令和 5 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3)～(15) 略

2 略

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

◎ 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）（抄）

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 29 年さくら市条例第 14 号）（1/8）

改 正 案	現 行
<p><u>さくら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u></p> <p><u>（目的）</u></p> <p>第 1 条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 13 条第 1 項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）第 2 条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 条例等 条例、規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びにその他の申請、届出その他の手続に係る市の機関等が定める根拠となる規定並びに栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年栃木県条例第 31 号）及び栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年栃木県条例第 34 号）により市が処理することとされた事務について規定する栃木県の条例及び栃木県の執行機関の規則をいう。</u></p> <p><u>(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若し</u></p>	<p><u>さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p> <p><u>（目的）</u></p> <p>第 1 条 この条例は、<u>市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。</u></p> <p><u>(2) 条例等 条例及び規則等をいう。</u></p>

さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 29 年さくら市条例第 14 号）（2/8）

改 正 案	現 行
<p><u>くは地方公営企業の管理者又はこれらに置かれる機関</u></p> <p><u>イ アに掲げるもののほか、手続等に関する権限を有するもの</u></p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 申請等 申請、届出その他の_____条例等の規定に基づき<u>市の機関等</u>に対して行われる通知をいう。</p> <p>(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の_____条例等の規定に基づき<u>市の機関等</u>が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。</p> <p>(8) 縦覧等 _____条例等の規定に基づき<u>市の機関等</u>が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。</p> <p>(9) 作成等 _____条例等の規定に基づき<u>市の機関等</u>が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。</p> <p>(10) 略</p> <p><u>(情報システムの整備等)</u></p>	<p>(3) <u>規則等 規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規則その他の規程を含む。）、企業管理規程（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程をいう。）及びその他の規程をいう。</u></p> <p>(4) <u>市の機関 議会、執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</u></p> <p>(5) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形等_____人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 申請等 申請、届出その他の<u>法令又は条例等</u>の規定に基づき<u>市の機関</u>に対して行われる通知をいう。</p> <p>(9) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の<u>法令又は条例等の規定に基づき市の機関</u>が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。</p> <p>(10) 縦覧等 <u>法令又は条例等の規定に基づき市の機関</u>が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。</p> <p>(11) 作成等 <u>法令又は条例等の規定に基づき市の機関</u>が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。</p> <p>(12) 略</p>

さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成29年さくら市条例第14号)(3/8)

改 正 案	現 行
<p>第3条 市の機関等は、<u>情報通信技術を利用して行われる手続等に係る情報システムの整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>市の機関等は、前項の措置を講ずるに当たっては、当該措置の安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>市の機関等は、第1項の措置を講ずるに当たっては、これと併せて、情報通信技術を利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。</u> (電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条 <u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)</u>を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 <u>前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の</u> _____ <u>条例等の規定に規定する方法</u> _____ <u>により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>3 第1項の<u>電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。</u></p> <p>4 <u>申請等のうち</u> _____ <u>当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をする</u></p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 市の機関は、<u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととして</u> _____ <u>しているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)</u>を使用して行わせることができる。</p> <p>2 <u>前項の規定</u> _____ <u>により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、</u> _____ <u>当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>3 第1項の<u>規定</u> _____ <u>により行われた申請等は、同項の市の機関</u> _____ <u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関</u> _____ <u>に到達したものとみなす。</u></p> <p>4 第1項の場合において、市の機関は、<u>当該申請等に関する他の条例等の規定により</u> _____ <u>署名等をする</u></p>

さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 29 年さくら市条例第 14 号）（4/8）

改 正 案	現 行
<p>ことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</p> <p>5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において証紙による方法その他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。</p> <p>6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</p> <p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、</p>	<p>こととしているもの</p> <p>については、当該条例等の規定にかかわらず、</p> <p>氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</p> <p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の</p>

○さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成29年さくら市条例第14号）(5/8)

改 正 案	現 行
<p><u>当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p>2 <u>前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の</u> <u>_____</u><u>条例等の規定に規定する方法</u>により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>3 第1項の<u>電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該</u>処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p> <p>4 <u>処分通知等のうち</u> _____ <u>当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則</u> <u>_____</u><u>で定めるものをもって代える</u> _____ <u>ことができる。</u></p> <p>5 <u>処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とある</u></p>	<p><u>規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定</u> _____ <u>により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、</u> _____ <u>当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>3 第1項の規定 _____ <u>により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</u></p> <p>4 <u>第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により</u> _____ <u>署名等を行うこととしているもの</u> <u>_____</u> <u>については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等</u> <u>_____</u><u>で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</u></p>

○さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成29年さくら市条例第14号）(6/8)

改 正 案	現 行
<p>のは、「<u>行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）</u>」とする。</p> <p>（電磁的記録による縦覧等）</p> <p><u>第6条</u> _____縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>規則</u>で定めるところにより、_____当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により<u>行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の</u> _____<u>条例等の規定により</u> _____書面等により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>（電磁的記録による作成等）</p> <p><u>第7条</u> _____作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、<u>規則</u>で定めるところにより、_____当該書面等に係る電磁的記録により<u>行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の</u> _____<u>条例等の規定により</u> _____書面等により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>作成等のうち</u> _____<u>当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかに</u></p>	<p>（電磁的記録による縦覧等）</p> <p><u>第5条</u> <u>市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により</u> _____書面等により行うこと<u>としている</u> _____もの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>規則等</u>で定めるところにより、<u>書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定</u> _____<u>により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、</u> _____<u>当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>（電磁的記録による作成等）</p> <p><u>第6条</u> <u>市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により</u> _____書面等により行うこと<u>としている</u> _____ものについては、当該条例等の規定にかかわらず、<u>規則等</u>で定めるところにより、<u>書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定</u> _____<u>により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、</u> _____<u>当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により</u> _____<u>署名等を行うこととしているもの</u> _____<u>については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかに</u></p>

さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成 29 年さくら市条例第 14 号) (7/8)

改 正 案	現 行
<p>する措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。 <u>(適用除外)</u></p> <p>第 8 条 次に掲げる手続等については、第 4 条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>(1) <u>手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの (第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項又は前条第 1 項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)</u></p> <p><u>(添付書面等の省略)</u></p> <p>第 9 条 <u>申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</u></p> <p><u>(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)</u></p>	<p>する措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p>

さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 29 年さくら市条例第 14 号）(8/8)

改 正 案	現 行
<p>第 10 条 市は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)</u></p> <p>第 11 条 市は、<u>電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第 12 条 略</p>	<p><u>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</u></p> <p>第 7 条 市長は、<u>市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第 8 条 略</p>

改 正 案	現 行
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2章 定年制度</p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある</u>と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号_____）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u> _____の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に</u> _____<u>に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該</u> _____ <u>職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u> _____</p>

改 正 案	現 行
<p><u>異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p>	<p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により</u> _____ <u>公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p>
<p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p>	<p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき</u> _____。</p>
<p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p>	<p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p>
<p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きある</u>と認めるときは、<u>これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p>	<p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由</u> _____ <u>が引き続き存すると認めるときは、</u> _____ <u>1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、</u><u>その職員に係る定年退職日</u> _____ <u>の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p>
<p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u> _____ <u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</u></p>	<p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて</u> _____ <u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</u></p>
<p>4 任命権者は、第1項の規定により<u>引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が</u></p>	<p>4 任命権者は _____</p> <p>_____</p>

さくら市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市職員の定年等に関する条例（平成17年さくら市条例第31号）

(3/8)

改 正 案	現 行
<p><u>延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなった</u>と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限を繰り上げるものとする</u>。</p> <p>5 略</p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p><u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）第7条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及びさくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年さくら市条例第166号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p><u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u></p> <p><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）</u></p>	<p>_____、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由</u> _____ が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>その期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 略</p>

改 正 案	現 行
<p><u>及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする</u> <u>と。</u></p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等</u><u>をすること。</u></p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等</u><u>をすること。</u></p> <p><u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u></p> <p>第9条 <u>任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降</u></p>	

さくら市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市職員の定年等に関する条例（平成17年さくら市条例第31号）

(5/8)

改 正 案	現 行
<p><u>任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p> <p>第10条 <u>任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u></p> <p>第11条 <u>任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>第4章 定年前再任用短時間勤務制</p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p> <p>第12条 <u>任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p>第13条 <u>任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p>第14条 <u>この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>附 則 1・2 略</p>	<p>附 則 1・2 略</p>

改 正 案	現 行								
<p><u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>61年</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>62年</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>63年</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>64年</u></td> </tr> </table> <p><u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u></p> <p>4 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>	<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>	<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>	<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>	<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>	
<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>								
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>								
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>								
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>								

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 50 号)

(1/11)

改 正 案	現 行
<p>(昇進の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員の昇給は、市規則で定める日に、同日前において市規則で定める日以前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～9 略</p> <p>10 <u>地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u> (以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、休暇等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>	<p>(昇進の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員の昇給は、市規則で定める日に、同日前において市規則で定める日以前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～9 略</p> <p>10 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u> (以下「<u>再任用職員</u>」という。)の給料月額は、<u>行政職給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第4条の2 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する再任用職員で短時間勤務の職を占める職員</u> (以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の給料月額は、<u>前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、休暇等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p>

改 正 案	現 行
<p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路 (以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金 (以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員 (交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市規則で定めるもの (以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員 (自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額 (以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支</p>	<p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路 (以下_____「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金 (以下_____「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員 (交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市規則で定めるもの (以下_____「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員 (自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者__の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下_____「通勤等相当額」という。)ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額 (以下_____「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (その者__が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者__の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支</p>

改 正 案	現 行
<p>給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の<u>交通機関等</u>（第1号において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定に</p>	<p>給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の<u>交通機関等</u>（以下_____「新幹線鉄道等」という。）でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下_____同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定に</p>

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 50 号)

(4/11)

改 正 案	現 行
<p>かかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額 (以下この号において「1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。) が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、<u>当該職員</u>の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 略</p> <p>4～8 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日</p>	<p>かかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより<u>算出したその者</u>の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額 (以下_____「1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。) が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (<u>その者</u>が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、<u>その者</u>の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 略</p> <p>4～8 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日</p>

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 50 号)

(5/11)

改 正 案	現 行
<p>における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、休暇等条例第5条の規定によりあらかじめ休暇等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(定年前再任用短時間勤務職員)にあつては、38時間45分。以下この項から第5項までにおいて「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(市規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間(前項に規定する市規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項 _____ 及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)</p> <p>(2) 略</p>	<p>における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、休暇等条例第5条の規定によりあらかじめ休暇等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(再任用短時間勤務職員 _____)にあつては、38時間45分。以下この条 _____ において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(市規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間(前項に規定する市規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項 (第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は _____、100分の175)</p> <p>(2) 略</p>

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 50 号)

(6/11)

改 正 案	現 行
<p>5 休暇等条例第 8 条の 4 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 16 条第 2 項及び第 3 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である<u>場合には</u>、100 分の 175) から第 1 項に規定する市規則で定める割合 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である<u>場合には</u>、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を減じた割合</p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 120 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの (市規則で定めるものを除く。第 17 条の 4 第 2 項において「特定幹部職員」という。) にあつては、100 分の 100) を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」と、「100 分の 100」とあるのは「100 分の 57.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>5 休暇等条例第 8 条の 4 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 16 条第 2 項及び第 3 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である<u>場合は</u>、100 分の 175) から第 1 項に規定する市規則で定める割合 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である<u>場合は</u>、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を減じた割合</p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 120 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの (市規則で定めるものを除く。第 17 条の 4 第 2 項において「特定幹部職員」という。) にあつては、100 分の 100) を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」と、「100 分の 100」とあるのは「100 分の 57.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この項から第 3 項までにおいてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員の基準日以前における直近の人事評価 (地方公務員法第 6 条第 1 項に規定する人事評価をいう。)</u> の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員 (市規則で定める職員を除く。) についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 95 (特定幹部職員にあつては、100 分の 115) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 45 (特定幹部職員にあつては、100 分の 55) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第 17 条の 5 <u>第 4 条第 3 項から第 9 項まで及び第 8 条から第 9 条の 2 までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条 _____ においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者</u> の基準日以前における直近の人事評価 (地方公務員法第 6 条第 1 項に規定する人事評価をいう。) の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員 (市規則で定める職員を除く。) についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員 _____ 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 95 (特定幹部職員にあつては、100 分の 115) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 45 (特定幹部職員にあつては、100 分の 55) を乗じて得た額の総額 _____</p> <p>3～5 略</p> <p>(再任用職員 _____ についての適用除外)</p> <p>第 17 条の 5 第 8 条 _____ から第 9 条の 2 までの規定は、再任用職員 _____ には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p>

改 正 案	現 行
<p>11 <u>当分の間、職員の給料月額</u>は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日 (附則第 13 項において「特定日」という。) 以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 4 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。) とする。</p> <p>12 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間 (同法第 28 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。) を延長された同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p>(3) <u>地方公務員法第 28 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員 (同法第 28 条の 6 第 1 項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</u></p> <p>13 <u>地方公務員法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日 (以下この項及び附則第 15 項において「異動日」という。) の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 11 項の規定により当該職員の受ける給料月額 (以下この項において「特定日給料月額」という。) が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第 11 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>14 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 4 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 4 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p>15 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第 11 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 13 項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>16 <u>附則第 13 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 11 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>17 <u>附則第 11 項から前項までに定めるもののほか、附則第 11 項の規定による給料月額、附則第 13 項の規定による給料その他附則第 11 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>別表第 1 (第 3 条関係) 行政職給料表</p>	<p>別表第 1 (第 3 条関係) 行政職給料表</p>

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成17年さくら市条例第50号)

(10/11)

改 正 案									現 行									
職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
		給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略								再任用職員以外の職員	略								
		<u>18</u> <u>7</u> <u>70</u> <u>0</u>	<u>21</u> <u>5</u> <u>20</u> <u>0</u>	<u>25</u> <u>5</u> <u>20</u> <u>0</u>	<u>27</u> <u>4</u> <u>60</u> <u>0</u>	<u>28</u> <u>9</u> <u>70</u> <u>0</u>	<u>31</u> <u>5</u> <u>10</u> <u>0</u>	<u>35</u> <u>6</u> <u>80</u> <u>0</u>										
定年前再任用短時間勤務		基準給料月額			基準給料月額													
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	
		18	21	25	27	28	31	35			18	21	25	27	28	31	35	
		7	5	5	4	9	5	6			7	5	5	4	9	5	6	
		70	20	20	60	70	10	80			70	20	20	60	70	10	80	
		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 50 号)

(11/11)

改 正 案		現 行
職 員		

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 33 号) (第 1 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(減給の効果)</p> <p>第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、<u>その発令の日</u>に受ける給料 (法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額) の 10 分の 1 以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、_____給料 (法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額) の 10 分の 1 以下を減ずるものとする。_____</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 34 号) (第 2 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条に規定する条件付採用になっている職員 (規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) 定年等条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間 (これらの規定により延長された期間を含む。) を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>3 略</p> <p>(法第 10 条第 1 項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第 10 条 法第 10 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><u>(5) 定年等条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間 (これらの規定により延長された期間を含む。) を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6) 略</u></p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (<u>地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用される職員を除く。)</u>)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法 _____ 第 22 条に規定する条件付採用になっている職員 (規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>3 略</p> <p>(法第 10 条第 1 項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第 10 条 法第 10 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (<u>地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用される職員を除く。)</u>)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 35 号)

(第 3 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条に規定する条件付採用になっている職員(市規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) さくら市職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用された者を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法_____第 22 条に規定する条件付採用になっている職員(市規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 38 号) (第 4 条関係) (1/3)

改 正 案	現 行
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項 _____ の規定により採用された職員で同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。) の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日 (勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。) とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところ</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。) の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日 (勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。) とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところ</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 38 号) (第 4 条関係) (2/3)

改 正 案	現 行
<p>により、4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては 8 日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては 8 以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4 週間ごとの期間につき 8 日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8 日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第 12 条 年次有給休暇は、一の会計年度（以下「年度」という。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 20 日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第 19 条 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定にか</p>	<p>により、4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては 8 日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員にあつては 8 以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4 週間ごとの期間につき 8 日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員にあつては、8 日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第 12 条 年次有給休暇は、一の会計年度（以下「年度」という。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 20 日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第 19 条 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定にか</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年さくら市条例第38号）（第4条関係）（3/3）

改 正 案	現 行
かわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。	かわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成17年さくら市条例第39号）（第5条関係）

(1/4)

改 正 案	現 行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) さくら市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、<u>同条第3号</u>に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(イ) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、<u>同条 3号</u>に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(イ) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法_____第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）（第 5 条関係）

(2/4)

改 正 案			現 行		
<p>員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) さくら市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(3) 略</p> <p>（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）</p> <p>第 17 条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）</p> <p>第 17 条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
略			略		
第4条第5項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	第4条第5項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」とい	第4条第10項	<u>とする</u>	<u>に、算出率を乗じて得た額とする</u>
			第10条第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をし

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）（第 5 条関係）

(3/4)

改 正 案			現 行		
略			略		
<p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第 20 条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第 20 条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
略			略		
第 10 条条第 2 項第 2 号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号) 第 18 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)	第 10 条条第 2 項第 2 号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号) 第 18 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)
略			略		
第 17 条の 5	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	任期付短時間勤務職員	第 17 条の 5	<u>再任用職員</u>	任期付短時間勤務職員
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 21 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p>			<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 21 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p>		

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）（第 5 条関係）

(4/4)

改 正 案	現 行
<p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項 _____ に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） (部分休業の承認)</p> <p>第 22 条 部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、休暇等条例第 6 条第 4 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法 <u>（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u> _____」という。）を除く。） (部分休業の承認)</p> <p>第 22 条 部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、休暇等条例第 6 条第 4 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u> _____を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 51 号)

(第 6 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第 19 条の 2 第 4 条及び第 5 条の規定は、地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 _____ には適用しない。</p>	<p>(再任用職員 _____ についての適用除外)</p> <p>第 19 条の 2 第 4 条及び第 5 条の規定は、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年さくら市条例第166号)(第7条関係)(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項_____、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又はさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成30年さくら市条例第17号)第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(再任用職員_____についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又はさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成30年さくら市条例第17号)第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 174 号) (第 8 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の給料表の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）<u>並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。</u></p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、<u>必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。</u>この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>さくら市職員の給与に関する条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びにさくら市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給とする」とする。</u></p> <p>3 <u>第5条の規定は、さくら市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給の場合には、適用しない。</u>この場合において、<u>同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適</u></p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の給料表の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）<u>とする</u></p> <p>_____。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任された_____場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に<u>該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。</u>この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>附 則</p> <p>— 略</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の降給に関する条例(平成28年さくら市条例第2号)(第9条関係)

(2/2)

改 正 案	現 行
<p><u>用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号)

(第 10 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>第 11 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第 10 条第 2 項第 2 号及び第 13 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 10 条第 2 項第 2 号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第 13 条第 2 項中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p>	<p>第 11 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第 10 条第 2 項第 2 号及び第 13 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 10 条第 2 項第 2 号中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第 13 条第 2 項中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分)は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 22 号) (1/2)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 4 章 略</p> <p>第 5 章 事業所内保育事業 (第 38 条—第 44 条)</p> <p>第 6 章 雑則 (第 45 条)</p> <p>附則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第 2 条 家庭的保育事業者等 (家庭的保育事業等を行う者をいう。以下同じ。) (居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第 1 項、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 12 条並びに第 13 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。) は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児 (満 3 歳に満たない者に限り、法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 10 項第 2 号、同条第 11 項第 2 号又は同条第 12 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合は、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。) に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育 (教育基本法 (平成 18 年法律第 120 号) 第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園 (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児 (事業所内保育事業 (法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。) の利用乳幼児にあつては、第 38 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第 4 項第 1 号において同じ。) を、当</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 4 章 略</p> <p>第 5 章 事業所内保育事業 (第 38 条—第 44 条)</p> <p>附則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第 2 条 家庭的保育事業者等 (家庭的保育事業等を行う者をいう。以下同じ。) (居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第 1 項、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 12 条並びに第 13 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。) は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児 (満 3 歳に満たない者に限り、法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 10 項第 2 号、同条第 11 項第 2 号又は同条第 12 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合は、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。) に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育 (教育基本法 (平成 18 年法律第 120 号) 第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園 (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児 (事業所内保育事業 (法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。) の利用乳幼児にあつては、第 38 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号 _____ において同じ。) を、当</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 22 号) (2/2)

改 正 案	現 行
<p>該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項 (同項第 2 号に係る部分に限る。) の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち<u>次</u>に掲げるもの (入所定員が 20 人以上の者に限る。) であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第 6 章 雑則</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第 45 条 <u>家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面 (書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。</u></p>	<p>該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項 (同項第 2 号に係る部分に限る。) の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、<u>次に掲げるもの (入所定員が 20 人以上の者に限る。) であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設を行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
(平成26年さくら市条例第23号)(1/8)

改 正 案	現 行
目次 第1章 略 第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(第52条—第60条) 第3章 <u>雑則(第61条)</u> 附則 (内容及び手続の説明及び同意) 第4条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第12条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 _____	目次 第1章 略 第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(第52条—第60条) 附則 (内容及び手続の説明及び同意) 第4条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第12条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
 (平成26年さくら市条例第23号)(2/8)

改 正 案	現 行
	<p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合は、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 電磁的方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p><u>5 特定教育・保育施設は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 電磁的方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、承諾後、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾を</u></p>

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
(平成26年さくら市条例第23号) (3/8)

改 正 案	現 行
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第37条 略</p> <hr/> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的</p>	<p>した場合は、この限りでない。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 <u>第4条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号_____において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項_____の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的</p>

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
(平成26年さくら市条例第23号) (4/8)

改 正 案	現 行
<p>に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき引き続き必要な教育・保育が提供されるようにするために必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>5 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち<u>次</u>に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>(法定代理受領の場合の読替え)</p> <p>第56条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第54条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市及び当該」と、「<u>交付しなければならない。</u>」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付</p>	<p>に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき引き続き必要な教育・保育が提供されるようにするために必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>5 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、<u>次</u>に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>(法定代理受領の場合の読替え)</p> <p>第56条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第54条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市及び当該」と、「<u>交付し</u>_____とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付</p>

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
 (平成26年さくら市条例第23号) (5/8)

改 正 案	現 行
<p>認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定子ども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない」とする。</p>	<p>認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>とする。</p>
<p>第3章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第61条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを</p>	

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
 (平成26年さくら市条例第23号) (6/8)

改 正 案	現 行
<p><u>電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当</u></p>	

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
(平成26年さくら市条例第23号) (7/8)

改 正 案	現 行
<p><u>該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p>5 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>6 <u>第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第</u></p>	

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
 (平成26年さくら市条例第23号) (8/8)

改 正 案	現 行
<p><u>5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p>	

氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 151 号) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第 27 条 法第 110 条第 1 項の規定による清算金 (法第 111 条の規定により相殺した場合においては、その相殺した後の残額。以下本条において同じ。) の総額が 3 万円以上である場合は、別表に定めるところにより分割徴収又は <u>分割交付</u> することができる。この場合において、<u>当該清算金に付すべき利子の利率は、法第 103 条第 4 項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率とし、第 1 回の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から計算するものとする。</u></p> <p>2～12 略</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第 27 条 法第 110 条第 1 項の規定による清算金 (法第 111 条の規定により相殺した場合においては、その相殺した後の残額。以下本条において同じ。) の総額が 3 万円以上である場合は、別表に定めるところにより分割徴収し、<u>又は分割交付</u> することができる。この場合において、<u>当該清算金に付すべき利子の利率は、年 6 パーセント</u> <u>とし、第 1 回の分割徴収し、又は交付すべき</u> <u>期日の翌日から計算するものとする。</u></p> <p>2～12 略</p>